

琵琶	113	滋賀県マキノ町 建設課	自治体
----	-----	-------------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見

H14. 8. 2

琵琶湖部会

P14(3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること

堤防は従来どおり洪水流量に無害となるよう築堤しないと、流域がある程度溢水する河川整備は本町は未改修河川が多く、治水、利水面に照らし改修が緊要的な課題につき、促進上地域住民の合意は得られない。

P14(2) 本来の川が持つ機能や環境に回帰できる計画とすること

不連続の河相断面の場合、現実には地域住民が管理する区間が多く、河川愛護作業への協力が得られないため、住民側にも配慮した河道(相)が必要。自然環境に配慮した材料、構造のみの河川整備では地方は少子高齢化となっており、都会人が親水、自然とふれあえる無理がある。

委・淀	114	奈良県奈良市 金屋敷 忠儀	個人
-----	-----	---------------	----

7月31日淀川部会での発言内容の補足

淀川には維持流量が毎秒80トンある。維持流量とは渇水時に於いても、淡水域、汽水域、海水域が連続して維持され河川がその多様な機能を正常に果たすべく基本的に利水に使用しないで海まで流下する水量である。敢えて言えば環境流量或いはゆとりの流量である。淀川の豊富な維持流量はかつて舟運が盛んであった時代からの貴重な遺産ではあるが、舟運が廃れた後であっても、水が流れていない川は川でないとの基本的な考えに基づいて頑固に維持されて来たものである。建設省は、他の水系に於いてもこれほど豊かではないにしても維持流量を確保すべく努めてきた。維持流量が少ない水系に於いては、ダム貯水池を建設するに当たって可能な限り不特定容量を確保すべく努力が積み重ねられて来ている。

貴重な淡水を無駄に海に捨てているのかという論者も居るが、委員諸公は如何に考えられるのであろうか。委員会の「中間取り纏め」ではこの問題に一切触れていないのは何故であろうか。委員諸公が知らないのか、知っていて故意に避けたのか、地方整備局側が故意に知らせなかったのか、私は今後の河川行政のあり方を問う時、維持流量とダム貯水池に於ける不特定容量の確保は最も重要な課題をなす問題であると考えます。

委員会に於いて、真剣に取り上げ、その討議内容は公開し、一般からの意見陳述の機会を与えて頂きたい。

農民から都市住民へ、舟運から車社会へ、レジャー形態も多様な用具を用いるものへ、水防団の形骸化などと流域住民の質が大きく変っている。昭和30年代初頭関東の利根川下流工事事務所、江戸川工事事務所には国会、都県議員、区長、市町村長、水防団、利水組合などの住民団体などがしばしば相談に訪れていたものである。私が木曾川上流工事事務所長をしていた昭和40年代終期はまだ多くの相談者が訪れていたし、私も積極的に相談に乗れたが、利根川、江戸川では既に早くからこのような状態は望むべくもなくなっていた。それでいて行政の責任を問う。都市生活者は、責任を持たずトピックを追うメディアや、口当たりの良いラウドマイノリティのパフォーマンスに惑わされて、自分の意見を見失う。ここにサイレントマジョリティの実態があり、川離れは流域住民の質の変化の結果である。

住民意識を呼び戻そうとすれば、かなり慎重な作戦と大規模な戦術を採らねばならない。現にこの流域委員会の存在と審議の内容は、インターネット、各種メディア、パンフレット等で広くPRされている事になっているが、一部特別な関心者を除いては、殆どの人に知られていない。

「中間取り纏め」には良い事を並列的に記載しているが、はしなくも本日の会議で同じ治水機能の中でも破堤問題に関連して上下流の競合が討議されたように、河川が持つ多様な機能の中では必ず競合がある。工事実施の優先順位は書くまでも無い事であるが、機能間の優先度に就いて触れていないのは決定的な落ち度である。優先度とは1か0かではない。TPOに応じて7:2:1等の場合も有り得る。河川管理に限らず執行者は競合する問題に直面しては、明快且つ確固たる理念を以って優先度を明らかにしなければなら

いからである。

河川レンジャーに就いて他の事項に比較して長く記述しているが、NPO、NGOと協力してより良い河川管理を目指すのは河川管理者固有の責務である。考え方は賛成であるが、河川レンジャーが新たな雇用を創出するとか、特別な権限を与えらるとなると行き過ぎである。新しく国土交通省所管の認可法人を作ることになる。必要ならば既存の(財)河川環境管理財団をして換骨奪胎させ、自己発展させるべきである。

また、NPO、NGOもかつて住民諸代表が果たしていたように事務所の相談相手となる姿勢に立つべきである。現在の地方整備局はその度量を持っていると信じる。

全	114	奈良県奈良市 金屋敷 忠儀	個人
---	-----	---------------	----

「中間取り纏め」に対する意見の追加

多重且つ多角的な治水対策を講ずる考え方は昭和46年建設省政策集団意見書に記載され、総合治水対策として実施に踏み切っているが、地方建設局（現地方整備局）の所管外の施策に就いては、地下貯留槽、公園の遊水地的整備などの部分的実現はあるものの、多くの困難があり、全面的実現は難しいのが実情である。委員会はこの難点の克服を問題にすべきである。

木曽川水系では木曽川右岸の旧堤、長良川上流の旧堤、輪中堤などは本堤破堤の場合を考慮して2線堤として現在も河川工作物として管理されている。

委	115	大阪府土木部河川室	自治体
---	-----	-----------	-----

全体を通しての意見

- ・河川法に基づく河川整備計画の検討範囲をより具体的に打ち出していきたい。
- ・検討範囲を広くとらえ、防災行政、農林行政、環境行政及びそれらを含み歴史や文化なども踏まえたまちづくりまでを積極的に対象とする場合には、地方自治体の総合計画等との関係など行政全般との整合を含め、調整を図る必要があり、これまでの河川管理者と流域委員会という関係に基づくものではない進め方が求められる。現行の進め方（自治体の河川関係部局を窓口とすることはなじまない）やスケジュールを抜本的に見直す必要があると考える。

1．現状とその背景（ - 3 ）

治水・洪水対策の歴史についてもう少し詳述していただきたい。

- ・治水の歴史評価が低すぎると思われる。過去の災害の歴史から、人の生命、財産を守ることが緊急かつ流域住民の願いであったことは事実で、それに対しては一定の効果をあげ、現在の生活がある。
- ・そのような歴史をふまえ、問題点や今後の進む方向を打ち出して頂きたい。

3 - 2 基本的な視点（1）流域全体を視野にいれた検討（ - 7 ）

治水や水質保全などの問題を、川の中だけで対応を考えてきた。

- ・水質問題は、根本的には下水道によるところが大きく、決して川の中だけで対応してきたという指摘はあたらない。

4．整備計画の方向性 4 - 1 治水・防災（1）洪水（ - 9 ~ 10 ）

洪水防御の基本的対応

概念が複雑でわかりにくい。このような対応は治水対策が一定レベル以上でないと不可能。そのレベルを明確にしておく必要がある。

- ・ダムや河道など河川施設での対応流量及びそのもととなる雨量の考え方
- ・壊滅的被害回避対策の基準
- ・上下流の整備レベルなどを明示していただきたい。

施設による対応

流域における公平性からは、堤防高の確保も同時並行的に進めるべきと考えるが、さらなる議論をお願いしたい。

4 - 1（1）洪水 ソフト面の対応（ - 10 ）

- ・水防組織の管理やハザードマップ作成の主体である市町村の体制整備及び必要な事業費の確保が課題であり、その点を考慮のうえ、さらなる議論をお願いしたい。

4 - 1 (1) 土地利用のあり方について (- 10)

- ・「土地利用の制限等の都市計画での対応及び法制度の見直し」は誰が検討するのかが不明であり、さらに議論をお願いしたい。

4 - 1 (2) 土砂災害 (- 10)

- ・河川整備計画における、土砂災害や砂防対策についての標記についてはその取り扱いについてさらに議論願いたい。

4 - 1 (3) 高潮 (- 11)

高潮が発生した場合の、被害の予測の実施と対応策の検討を行う。また、迅速な情報伝達を行える体制づくりを検討する。

被害予測を行ううえでの諸条件について、さらなる議論のうえ明示していただきたい。

4 - 2 利水 (1) 利水に対する基本的な考え方の転換 (- 11)

予測の方式・内容を公開し、関係住民の合意を得ることが必要である。

水需要の予測については、関係部局が行い、府民の代表である府議会等に適宜説明している。

予測内容等について、関係住民の合意を得るとは、どの程度のことを想定するのか十分な検討をお願いしたい。

4 - 4 環境 (1) 水量・水質・水温

川本来の水量と水位の変化の回復 (- 14)

農業用の取排水の見直し

具体的な見直しのイメージ (必要水量のヒアリングや実態調査を実施するのか、実施主体など) をさらに明確に打ち出されたい。

4 - 4 (3) 良好な自然景観の保全・回復 (- 15)

淀川らしい景観が喪失している。

淀川らしいとはどのようなイメージか？都市を流れる河川として自然に特化した景観だけが、淀川らしいということではないと考えるが、委員会のイメージはどのようなものなのか具体的な検討をお願いしたい。

5 . 計画策定のあり方 5 - 1 住民意見の反映 (- 16)

計画策定に当たっては、様々な立場の人々の幅広い意見を聞く。その際の意見聴取方法については、例えば、回数制限、時間制限を設けない、行政側の回答義務を設ける、地域の女性、高齢者、子供などの声も聞く、などが上げられる。また、聴取だけでなく、計画に関する情報の提供を行う必要がある。

幅広く意見を聴取することは可能だが、その反映方法が課題であると考え。計画の策定にあたっては地元要望の反映が不可欠であり、反映する意見の取捨選択やそのプロセスについてさらに議論をして頂きたい。

6 - 2 流域委員会、流域センター等の設置 (- 17)

地方自治体の行政との整合性についてさらに議論をお願いしたい。

琵琶	115	大阪府土木部河川室	自治体
----	-----	-----------	-----

1 緒言 (- 1 - 3)

1 人の短期的な利害関係から行ってきた従来の川や湖の整備・管理のしかたを、根本的に改めるものであること。

下記の理由により表現について十分議論していただきたい。

1. 従来の整備は、当時の社会状況（高度成長期）に即し資本等の確保を優先させた要素もあり、一概に「短期的・利害関係」とはいい難い。
2. 長期的な目標を見据えるとしても、短期的な視点（治水安全度を向上させた実績・効果）は無視し得ない。

2-2 問題点 (1) 環境面 (- 1 - 5)

そのほとんどが、過去における環境を無視した治水・利水・利用、さらにはそれにまつわる制度の結果として生じたものである。

環境の悪化は、湖周辺、および流入河川周辺の市街化の影響が大きいと考えられるが、この表現では河川管理に問題を特化しているように受け止められるため、再考をお願いしたい。

3 河川・湖沼系に関する計画策定にあたっての基本的な考えかた (- 1 - 8)

3-1 価値観の転換 (2) 流域全体での水需要管理へ

節水行動を進め、湯水をおる程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。

莫大な下流負担金のもと琵琶湖総合開発が進められたという事実のもと、湯水をおる程度受容することに対する下流住民のコンセンサスを得るための方策について幅広い議論を進めていただきたい。

4 主な施策別の計画および整備の方向性 (- 1 - 12)

4-1 琵琶湖の水位管理について

(2) 自然環境・生態系への影響を踏まえた管理のありかたについて検討すること

これまでの水位管理は、自然環境や生態系に深刻な影響を与え続けてきていることに鑑み、第一歩として、以下の事項を検討すべきである。

水位管理による影響については、琵琶湖のみならず、下流支川（淀川や淀川から導水している寝屋川流域河川等）への影響もご検討いただきたい。

淀	115	大阪府土木部河川室	自治体
---	-----	-----------	-----

1 現状と課題・問題点

1 - 1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲 (- 2 - 2)

本水系の河川にあっては、水源から大阪湾にいたる上下流の縦断方向の関係・連続性および堤内と堤外との横断方向の連続性、流入流出するすべての河川および水路との関係を切り離すことは出来ない。こういった点を考慮し、影響あるいは関係があると考えられる事項については直轄管理区間以外も検討の対象とした。

大阪府が策定する支川・派川に係る河川整備計画の内容について尊重されたい。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 7)

安全神話・他人まかせからの脱却

高規格堤防の完成には莫大な経費と長い年月が必要であり、現実的な対応も考慮しなければならない。

高規格堤防が現実的な対応でないというわけではないので、『現実的な対応も考慮』は、『種々の堤防強化策やソフトも含めた当面の対応』などの表現が適していると思われる。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 7)

水の供給管理から需要管理へ

河川に関わる諸権利の見直し

河川管理者のみで決められない複数の管理者・関係機関が関与する事項については、より具体的な方法が提案されるよう、さらに詳細な議論を重ねていただきたい。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 8)

水量管理から水量・水質管理へ

河川管理者だけではなく、流域全体で管理するシステムづくりについて検討が必要と思われる。

2 - 2 計画・施策の考え方等の変革 (2) 利水 (- 2 - 9)

水質基準達成から総負荷量規制へ

河川水の汚濁問題は下水道事業の進展によりやや改善の兆しが見られるものの、微量有害物質や環境ホルモンなどが新たに問題になるなど、深刻な状況にあることに変わりはない。

より安全な飲料水を確保するためにも、単に所定の水質基準の達成を目標とするばかりでなく、あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、河川に排出される総負荷量を本川・支川ごとに規制する。

流域全体で負荷量が規制されることは賛成であるが、特に中小河川においては、河川管理者が流域全体の責務を負う事は不可能であり、責任の限界についても明確に表現していただきたい。

2 - 2 (3) 利用 (- 2 - 10)

水面の自由使用から秩序ある使用へ

河川水面は自由使用が原則とされているが、水上バイクやプレジャーボートによる利用が増えるにしたがって、水上事故ばかりでなく水質汚染の危険性も懸念され、またカヌーや筏下りなど多様な利用の増加が予測されることから、秩序ある使用を目指した規制が必要である。

また、舟運の復活への対応も考慮しておく必要がある。

- ・ 水面の秩序ある利用や、高水敷の適正な利用という観点から規制が必要と言うことは理解できるが、舟運の振興や水辺の賑わいの創出という観点から、規制緩和の視点も必要と考える。

特に舟運に関しては、防災船着場の平常時における利用、京都～大阪間の水上アクセス・観光ルートの創設など積極的な位置付けをお願いしたい。

高水敷の適正な利用へ

高水敷には河川独特の自然が展開されており、生物も含めた流域全体の共有財産であることを忘れてはならない。下流域の高水敷は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、本来堤内地に設けられるべき運動施設の設置はあくまで暫定的なものであり、「河川でしかできない利用」を優先すべきである。

- ・ 都市区域における河川空間は地域住民にとっては、貴重な自然空間であるとともに、憩い、安らぎの空間でもある。高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、その他の施設は河川自身も都市施設としての認識に立ち利用が認められて、当然である。

3 - 1 (1) 洪水災害対策 2) 洪水調節 (- 2 - 11)

ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない。

- ・ ダムによる洪水対策によらなければならない場合があること（特に日本は急流河川が多いことなど）
- ・ これまで果たしてきたダムの一定の役割もあること
- ・ 利水開発上、ダムに頼らざるを得ない場合、治水機能も持たす事が、効果的な場合もあることなどから、治水計画を考えるうえでは、当然、ダムも治水対策の手法の1つとして、検討の対象とすべきであり、その上で、対策手法を選択するときは、環境に対する影響等も含めた総合的な検討による判断がなされるべきであって、当初から、検討の対象外とするのは、論理的ではないと考えられるため十分な議論をお願いしたい。

3 - 1 (1) 3) 狭窄部 (- 2 - 11)

- ・洪水調節機能の面からも自然景観保全の面からも、狭窄部の開削は避けなければならない。

狭窄部の開削を行わないと、上流部だけに負担を強いることになり、治水上のバランスを欠くと考えられ十分な議論をお願いしたい。

3 - 1 (3) 高潮・津波対策 1) 高潮対策 (- 2 - 12)

- ・越波による浸水の拡大を防ぐための排水施設の設置が必要である。

越波による浸水の拡大を防ぐための排水施設は過大投資と思われるため、B / C など十分な検討をお願いしたい。

3 - 2 利水 (3) ダム等の水利施設 (- 2 - 14)

- ・ダムがいったん建設されると、その影響は不可逆的で、短期に解消することは不可能である。また、想定されている水需要は、将来の人口減少や水需要管理の努力の結果、不十分なものとなる可能性がある。このようなことをふまえ、たとえ水需要をみだしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まっても、それが深刻なものにならないと考えられる限りは許容する、といったことも含むさまざまな代替策も考慮したうえで、ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある。

- ・ダムや堰等の水利施設の操作管理について情報公開を行うとともに、総合化・統合化に努めて、現有施設についても管理コストの縮減をはかり、「無駄のない管理」を徹底する。渇水、水質事故等に対する危機管理の面から、一河川からの水源に頼るのではなく、他河川による水源の分散も重要と考えており、検討をお願いしたい。また、「ダム = 自然破壊」を前提とした表現は、先入観を与えるため、その表現については十分検討されたい。

3 - 3 利用 (1) 河川空間の利用 3) 高水敷利用 (- 2 - 16)

- ・一部の人や団体等による排他的利用は認めるべきではない。

都市区域における河川空間は地域住民にとっては、貴重な自然空間であるとともに、憩い、安らぎの空間でもある。高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、その他の施設は河川自身も都市施設としての認識に立ち利用が認められて、当然である。

4 - 3 男女共同参画の推進・社会的弱者への対応 (- 2 - 26)

(2) 高齢者・ハンディキャップをもつ人と川

- ・あらゆる人々が等しく川に親しめる空間を創出することが必要である。

高水敷の自然的利用と矛盾が生じ易い表現となっているため、修正すべきではないか。

4 - 5 市民参加等による新しい河川管理の導入 (- 2 - 30)

(1) 河川レンジャー(仮称)、流域センター(仮称)の設置検討(以下(仮称)省略)

1) 河川レンジャー(仮称)制度創設について

河川レンジャーの役割・機能

河川レンジャーの役割・機能として次に掲げるようなものを提案する。

防災・環境・河川管理など多く分野にわたる役割があるとしているが、あえて河川レンジャーという制度を設けるにあたっては NGO などの各種団体の協力を十分に考慮し、長続きする活動となるようご検討をお願いしたい。

4 - 5 (1) 2) 流域センター制度の創設について (- 2 - 32)

流域センター創設の意義

河川レンジャーの活動として、流域センターを創設するという案については、単に箱物を建築して、OB を常駐させるといった、従来型の無駄な施設にならないような工夫が必要である。

建設・運営費についても、府県や地元市町村に一部負担を課すのではなく、広く住民などからの寄付を募って行うこともご検討をお願いしたい。

猪	115	大阪府土木部河川室	自治体
---	-----	-----------	-----

(全体として)

唐突に方向の転換が謳われており、困惑を受ける。現在の流域の発展は治水対策に因るところもあり、方針を転換する必要性について十分な議論をお願いしたい。

2. 理念、目標 (2) 目標と将来像 (- 3 - 12)

図 育む力のある川

- ・「川からまちづくりを変える」のイメージをさらに明瞭に打ち出されたい。
- ・「十分な河道幅を持ち川が自由に流れることのできる川」をつくるための具体的な方策についてさらに検討していただきたい。

3 - 2 災害への対応と防災意識の向上 (2) 対応方向 (- 3 - 14)

- ・狭窄部については原則として開削は行わず、狭窄部上流の浸水対策を行うことが望ましいが、開削を行う場合と行わない場合において複数の選択肢を想定し、下流部の洪水時の被害状況や整備コストの比較を行うべきである。

狭窄部の開削を行わない事とは、上流域の河道整備が行えないこととなり、猪名川流域全体での治水安全度の統一が図れず、地域差が生じるなど、住民に対し洪水の危険性について情報提供や対応の啓発は困難であり、十分な検討が必要と思われる。

については、猪名川流域の河道における治水安全度を、ある一定のレベルまで統一し、その中で住民に理解を得る必要があると考える。

3 - 3 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用 (- 3 - 15)

(2) 対応方向

- ・当面はゾーニング等により都市的利用と自然的利用のバランスを図り、都市的利用である運動公園などについては堤内地へ戻す。

河川敷における公園は、自由使用が原則の河川区域において、障害者・高齢者も含めて安心して利用できる空間として、また、その利用者の多さからも都市には重要な施設である。今現在の姿が、一定の住民理解の上に成り立っており、市街化区域内を流れる河川の高水敷の都市的利用のニーズについては十分に検討する必要があると考える。

委	116	大阪府環境農林水産部 環境指導室 事業所指導課 調整 G	自治体
---	-----	------------------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
委員会，P 11，4-2 利水(3) 安全な水質の確保	<p>窒素やリンの負荷量は確実に増え続けるとあるが、その明確な根拠は何か。</p> <p>化学物質等の流入抑制と監視強化とあるが自治体の責務がどこまであるのか、又、その実態についてどうなっているのかをまとめる必要がある。</p>

部会名、ページ、項目	意見
<p>淀川部会，P5，1-3 淀川流域の問題点， 表2</p>	<p>環境 - ・水質汚濁、底質悪化…… ・内分泌攪乱物質、ダイオキシン等…… (以下，とする) については、過去のデータ分析と浚渫等による対策が考えられる。但し現状を正確に把握し、その対策の必要性を検討することが必要。 については実態を把握しにくいと思われるが、今後の対策について、小委員会を設置して、学識経験者の意見を拝借してはどうか。いずれにしても社会的ニーズに応えるべきである。</p>
<p>淀川部会，P6，2 流域整備の変革の理念</p>	<p>変革の必要性は何となく把握できるが、抽象的な記述であることから具体的施策がよくわからない。又、国民はこのような認識を持つ必要性を感じているか不明である。</p>
<p>淀川部会，P6，2-1 川づくりの基本的な考え方の変革</p>	<p>スーパー堤防の評価はどうか。</p>
<p>淀川部会，P7 水質管理から水量・水質管理へ</p>	<p><u>あらゆる汚染源を対象として</u>とは、水濁法対象外のものという意見でしたら法改正の論議となる。 法対象という意味なら日平均排水量 50m³/日以上の事業場に対して総量規制がかかっていることからこの記述はおかしい。</p>
<p>淀川部会，P8，2-2 計画・施策の考え方等の変革 (2) 利水 水質基準達成から総負荷量規制へ</p>	<p>環境ホルモンについて発生源の特定は非常に難しいと思われるが、規制方針を明記したガイドラインを作成していく等、具体の法的な施策がない限り、自治体としては規制できない。</p>

部会名、ページ、項目	意見
淀川部会 , P 13 (2)水質管理	<p>大阪府において有害物質の規制については上水道水源地域について、上乘せしており、一般地域と比べて厳しい規制を行っている。</p> <p>ピコレベルの微量の有害物質についても高度な水質環境基準を設定する根拠が不明である。</p>
淀川部会 , P 14 (4)水源地の保全	<p>廃棄物不法投棄が増加する中、監視体制強化は当然必要となってくる。定期パトロール、不定期パトロールを行いつつ継続することにより、対処していくことが良いのではないかと。</p> <p>又、住民の監視も不可欠となってくると思われる。</p>
淀川部会 , P 18 , 3-4 環境 2)水質	<p>流域各地に急増した産業廃棄物処分場、ゴルフ場排水に対する排出規制を法制化する方向をまず検討すべきではないかと。</p>
工場廃水	<p>大阪府においては一般項目については30 m³ / 日以上の上乗せ、健康項目については水量は関係なく規制されている。</p> <p>又、30 m³ / 日以下の小規模未規制事業場においても立入検査を行い、状況の調査にあたっている。</p>

琵琶	117	大阪府健康福祉部 環境衛生課 水道・調査G	自治体
----	-----	-----------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖部会 ・P 8 ・3 - 1 (2) など 	<p>意見なし</p> <p>ただし、『「濁水」の受容（受忍）について』はその程度が問題であり、慎重に議論されたい。</p>

委	118	大阪府建築都市部 総合計画課 施設計画G	自治体
---	-----	----------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
委員会中間とりまとめ P9 土地利用のあり方	<p>・「河川の堤防周辺に人家密集地域があり洪水時には災害発生が懸念されている。こういった点に関しては土地利用の制限等を含めた都市計画での対応および法制度の見直しを考えていく必要がある」の記述について</p> <p>・洪水時における災害発生を懸念して堤防周辺の人家密集地域において土地利用制限を行うのであれば、都市計画だけの対応でなく河川法でも規制すべきであり、その上で都市計画との整合を考えていく必要がある。またその際には関係機関、地元住民と十分調整のうえ法制度の見直し等を行われたい。</p>

部会名、ページ、項目	意見
淀川部会 P10 洪水災害対策 1) 河道	<p>高規格堤防は推進されるべきであるが、その完成には多くの困難を伴うため、当面の対策として堤防の強度の増加を図ることも重要と書かれている。</p> <p>この表現では、堤防の強度増加ばかりが進められ、この20から30年間に整備される高規格堤防はほとんどないと思われる。どうしても調整のつかない場合や緊急対応の必要がある場合などに、堤防強度の増加を図るような対策を行うべきである。</p> <p>第一には、高規格堤防を推進していくということなら、高規格堤防についての問題点（「住民などの移転を伴う」・「治水優先度とまちづくりの優先度が異なる地域がある」など）を指摘するとともに、それを解決する方策についても記述するべきである。今後は、高規格堤防についても計画的に進められるべきであり、制度創設から十数年が経過した今、そのための法整備（用地買収や換地が可能となる制度）が必須なのは明白である。</p> <p>特に、関係法令の改正を早急に進めるべきといった記述を盛り込むことで、国において早急に抜本的な改正が進められないと、現在の制度ではいつまでたっても高規格堤防は進まないと思われる。</p> <p>【参考】</p> <p>現在の高規格堤防整備事業は、原則的に用地買収を行わず、一旦、仮移転を行った後、再度戻ってきてもらう事業である。盛土による土地の区画形質の改変を伴うため、市街地においては、個々の権利を法的に担保できる区画整理事業のような面整備をセットで行う必要がある。</p> <p>しかしながら、中心市街地の整備が急がれる中、沿川部では、まちづくりのプライオリティは低く、高規格堤防との共同事業が行える地区は非常に少ないとともに、更には調整区域が広がる地域もある状況。</p> <p>このようなことから、過去に実施された地区は、大規模工場跡地などの民間開発や住宅整備などの公共事業との共同事業がほとんどであり、既存の市街地を盛土した事例は全くといっていいほどない状況である。</p>

全	119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	自治体
---	-----	---------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
	<p>建築都市部建築企画課において、大阪府景観条例に基づく景観形成地域の指定の作業を行っているようだが、本計画との関係は如何。</p> <p>各ブロック（琵琶湖、淀川、猪名川）間の相関関係を含めた流域全体でのとりまとめが必要ではないか。</p>

委	119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	自治体
---	-----	---------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
委員会 - 7	<p>転換の方向</p> <p>「…森林や都市なども含めて流域全体として課題に対応すること…」に対応する「整備計画の方向性」に記述がない。</p>

淀	119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	自治体
---	-----	---------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
淀川部会 - 2 - 19	水質管理について、雨天時と晴天時に区分して論じる必要があるのではないか。

猪	119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	自治体
---	-----	---------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
猪名川部会	下流河川（神崎川等）との関係についても言及すべきではないか。

琵琶	120	滋賀県坂田郡山東町	自治体
----	-----	-----------	-----

平成 14 年 7 月 26 日

中間取り纏めへの意見について

4 - 2 琵琶湖へ注ぐ川について

(3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること (P 1 4)

従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避を最優先に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきである。

「状況によっては、ある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきである。」とのお考えですが、田畑等の溢水はやむを得ないが住宅へは困ります。

NO、12 淀川水系流域委員会委員会ニュース P 1 0 ~ 1 1 (3 1) 委員長 「住民の生命財産をいかに守るかということが基本である。」の基準を明確にすべきです。

委	121	三重県上野市	自治体
---	-----	--------	-----

治水・防災に係る事項について次のとおり意見書を提出します。

委員会中間とりまとめ

4. 整備計画の方向性

4 - 1 (1) 洪水防御の基本的対応 (p.I - 9)

まず当市の木津川本川を含む直轄区間には無堤区間があるため、堤防があることを前提とした項目については、堤防等の整備が項目内容を検討する前の基本的条件であると考え

る。
また、上野遊水地、及び川上ダムでの複合的な流量調節機能で下流域の治水対策を図るという治水計画に基づき、住民説明を行ない上野遊水地事業を進めてきた。

それゆえ当初計画どおり事業が完全実施されるよりまえに、家屋が多数ある遊水地周囲堤からのある程度の越水は許容できない。

加えて、岩倉峡（木津川の狭窄部）の開削や内水対策をも含めた洪水防御でないと当市においてはしたたかな街づくりを考える前提条件が満たされない。

上記意見は上下流の問題に大きく含まれるという視点にたつならば、他の項目との共存をより具体的に検討していただきたい。

4 - 1 (1) 施設による対応 (p.I - 9,10)

遊水池でなく遊水地として十分に機能するように、ダムとの複合的な流量調整から排水機場、排水施設、及び内水排水施設などの複合的な事業の実施をしていただきたい。

4 - 1 (1) ソフト面の対応 (p.I - 10)

意見なし

4 - 1 (1) 土地利用のあり方について (p.I - 10)

意見なし

淀	121	三重県上野市	自治体
---	-----	--------	-----

淀川部会中間とりまとめ

2. 流域整備の変革の理念

2 - 2 (1) 治水・防災 (II - 2 - 9)

水害防止から被害軽減へ (安全神話からの脱却)

繰り返しになるが、木津川本川を含む直轄区間に無堤区間があることや、遊水地の機能を果たすための堤防高が確保されていない現実からは、堤防の当初計画通りの施工が基本条件となる。

より有効な水害時の対応へ (他人まかせからの脱却)

意見なし

3. 整備計画

3 - 1 (1) 1) 河道 (p. - 2 - 11)

意見なし

3 - 1 (1) 2) 洪水調節 (p. - 2 - 11)

ダムと遊水地の洪水調節が別項目で議論されているが、前述のとおり、上野遊水地においては川上ダムとの複合的な洪水調節ということで、地元にも理解を得てきた経緯があるため、本計画の特徴を考慮していただきたい。

また、当初の計画では、遊水地への湛水は 10 年確率であると地元説明を行ってきた経緯からも当初計画を完全実施していただき、遊水池ではなく遊水地としての機能を十分にはたせるような議論を願いたい。

3 - 1 (1) 3) 狭窄部 (p. - 2 - 11)

上下流の整合性をとった狭窄部開削は全体的な洪水調節に際して検討されるべき課題である。

淀	122	京都府乙訓郡大山崎町	自治体
---	-----	------------	-----

- 2 - 9 ページ 2-2 (1) 水害防止から被害軽減へ

この文面を端的に読むと浸水被害を受けたことの有る流域の住民には、河川改修を放棄したように受け取られます。

については、- 2 - 11 ページ 3-1 (1) 1) 河道に記載されている高規格堤防等の推進も合わせて、この項目に記載していただきたい。

案

連続堤を築き、堤防を高くするといった長年の努力にもかかわらず・・・・・・・・・・・・・・・・

河道の付替えや拡幅などの大規模回収は現実的でなく、堤防を高くすることも潜在的な危険性・・・・・・・・・・・・・・・・

壊滅的な被害をもたらす破堤を避けようと方策が必要である。

また、有効な堤防として推進する高規格堤防（スーパー堤防）においても異常な洪水による越流の危険性は残るものである。（追加）

よって（変更）、洪水が氾濫した場合の被害を軽減するには、氾濫水の拡大を遅らせるために路盤が高い道路や鉄道を活用するなど、多重・多目的な備えを行う必要がある。

- 2 - 12 ページ (4) 危機管理

1) 防災機関（組織）の対応

組織等の設置者は流域市町村となると思われるが、市町村の考え方や財政状況により格差が生じることが予測されるので河川管理者の主体で統一的な対応にすべきであると考えます、又、財政的な支援も必要と考えます。

よって、上記についても明記していただきたい。

案

・河川管理者は、防災機関の充実を図るために必要な指導や支援を積極的に行わなければならない。（追加）

・平常時においては、・・・・・・・・

・警戒期においては、・・・・・・・・

・発災期においては、・・・・・・・・

・応急復旧期においては、・・・・・・・・

・復興期においては、・・・・・・・・

- 2 - 13 ページ (4) 危機管理

2) 住民(個人)の対応

地域により過去の経過や新興住宅等に対する指導や広報が難しいものがあります、河川管理者が主体を持って行うことを盛り込んでいただきたい。

案

- ・ 河川管理者は、災害発生時に行うべきことを住民に広報等により周知を積極的に行われなければならない。(追加)
- ・ 平常時においては、・・・・・・・・
- ・ 警戒期においては、・・・・・・・・
- ・ 発災期においては、・・・・・・・・
- ・ 応急復旧期においては、・・・・・・・・
- ・ 復興期においては、・・・・・・・・

- 2 - 13 ページ (5) その他

地域により過去の経過や新興住宅等に対する指導や広報が難しいものがあります、まして、利用規制や住宅移転となると市町村による対応は困難であります、よって、国が主体を持って行うことを盛り込んでいただきたい。

案

- ・ 有効・適切な危機管理を行うには、・・・・
- ・ 危険地への住宅の進出が盛んであるにもかかわらず・・・・・・・・
- ・ 災害は防災係機関・者だけで解決される問題ではない。災害危険地の利用規制や住宅の移転等、国が法整備を積極的に行うことにより、(追加)社会全体で対応しなければならない。

委・淀	123	奈良県 土木部河川課	自治体
-----	-----	------------	-----

本文箇所

P I - 1 4 川本来の水量と水位の変化の回復

「このため、治水・利水主体の・・・農業用の取排水の見直しを行う。」

質問

河川から取水された農業用水は、水田において灌漑用に使用された後、ほとんどが河川と地下水に還元される。何百年にわたる耕地の歴史の間に、河川と耕地は農業用排水路によって水循環や生態系において密接なつながりを有し、「二次的自然」と呼ばれる豊かな環境を育んできた。農地が生態系保全機能・自然浄化機能・国土保全機能を有しているという視点から、水循環を利用した農業水利について検討すべきと考えるがどうか。

本文箇所

P - 2 - 1 4 (3) ダム等の水利施設

質問

「水需要を満たしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まったとしても、それが著しく深刻でないものは許容できる」という表現があるが、短期的というのはどのくらいの期間を想定しているのか、また、深刻でない事態とはどの程度のことを想定しているのか。

本文箇所

P - 2 - 7 水の供給管理から需要管理へ

P - 2 - 9 際限ない開発からより有効な利用へ

P - 2 - 1 4 (1) 水需要管理：水量の面から利水の検討

質問

1. 水を有限な資源として認識した上で、水の供給管理から需要管理への移行がうたわれているが、需要管理する主体は国土交通省と考えて良いか。
2. 水の需要管理を行う場合、水需要に関し全体として充足したとしても、個別の計画と現実の乖離が起き、地域的、一時的、利水用途別に供給の過不足が生じることはどうしても避けられないと考える。その際に、余剰水源を国が保持することや、遊休水利権の第三者転用を容易にすることなど、明確な調整ルールの仕組みが不可欠と考えるがどうか。

本文箇所

- P - 2 - 9 水質基準達成から総負荷量規制へ
「より安全な飲料水・・・総負荷量を本川・支川ごとに規制する。」
- P - 2 - 14 (2) 水質管理
「河川管理者および・・・総負荷量の規制を検討・実施する必要がある。」
- P - 2 - 19 2) 水質
「流域のあらゆる汚染源を・・・「総負荷量規制」を行うべきである。」

意見

負荷量規制は、閉鎖性海域の富栄養化対策におけるCOD、窒素、リンの削減のように、規制により予測される効果が明確な場合は流域事業者の理解も得られる。しかし、流域のあらゆる汚染源に対して負荷量規制をかけるためには、これら事業者等に排出水中の規制物質測定等の負担をかけることになり、新たに規制を導入する場合は、水質汚濁の要因となる物質の選定、汚濁機構の解析等が必要であり、この規制による水質改善の効果も明確に示す必要があるものとする。

また、負荷量規制の実施については、河川管理者が所管する事務ではなく、環境省で従来から審議されている法制度そのものに関わることなので、本河川整備計画で規制の実施等を取りあげることはふさわしくないと考える。

本文箇所

- P - 2 - 19 2) 水質 工場排水
「工場などの事業所の排水・・・それ以下の事業者の排水については何ら規制されていないのが現状である。」

意見

生活環境項目に限定すれば、上記の表現でも問題はない。しかし、有害物質については、小規模の事業者も含めて一律に排水基準が適応されており、定期的に事業所へ立ち入り検査を行っている。よって下線部の表現は正確さに欠ける。

本文箇所

P - 2 - 6 表2 淀川各河川の問題点(木津川・利水・環境欄内)

「産業廃棄物処分場による汚染」

P - 2 - 20 2)水質 産業廃棄物処分場等の排水

「流域の上流部に急増した・・・モニタリングを実施する必要がある。」

意見

1. 廃棄物処分場が(水質)汚染原因と断定することには疑問がある。適正な表現を検討されたい。
2. 産業廃棄物処分場については法に基づき許可を与えているところであり、不法投棄と同列に扱うことには疑問がある。表現方法を検討願いたい。
3. 産業廃棄物処分場排水は発ガン性物質、内分泌攪乱物質、重金属など様々な化学物質を含んでいると断定されているが、一律に断定することには疑問があるため、表現について検討願いたい。
4. 内分泌攪乱化学物質については、現在国においてその影響等を調査中であり、基準等がないこと、また、内分泌攪乱化学物質として認められた物質は2物質しかなく、この2物質についても魚類への影響しか確認されていないことから、現在の法的、科学的な根拠に基づいた表現となるよう検討願いたい。

本文箇所

P - 2 - 6 表2 淀川各河川の問題点(共通事項・環境、桂川・利水欄内)

「農薬による汚染」

P - 2 - 19 2)水質

「特に、農業排水、・・・流域全体で対応を検討すべきである。」

P - 2 - 20 2)水質 農業排水

「田畑等からの農薬・・・自治体とともに取り組む必要がある。」

意見

本とりまとめでは、水田に関し、肥料や農薬等による環境負荷の原因として捉えているが、これは一元的な見方だと考える。

水系に直結している水田では、水に含まれる硝酸態窒素を水稻が吸収しており、河川水の水質浄化に役立っている。また、降雨時には貯水による治水機能や、景観形成による癒し機能を有している。さらには、休耕田を積極的に利用し、ホテイアオイ等の水草による水質浄化や景観形成なども考えられる。

このように、水田を環境負荷の原因としたマイナス面だけでなく、水田の持つ数々のプラス面を考慮し、水系の未来を考えていくことが必要と思われるかどうか。

本文箇所

P - 2 - 18 1) 水量

「森林は、明治維新以来嘗々として行われてきた治水・砂防対策等の結果・・・良好な状態にあると言われている。」

意見

森林・林業・治山に対する施策は林野庁所管事業が担っており、治水・砂防対策の結果と記述しているのは不適切と考える。

本文箇所

P - 2 - 18 1) 水量

「特に1998年木津川上流域を襲った台風7号による広範な森林の風倒被害の対策もほとんど実施されていない状況で、・・・」

意見

台風7号の風倒木被害については、平成10年12月2日に農林水産大臣による「激甚災害の指定」や平成11年3月8日に林野庁長官による「指定被害地造林」の指定を受け、その復旧体制を整えました。

激甚災害の復旧は、森林の公益的機能の早期回復と山地崩壊の二次災害を防止するため、発生年度を含め5ヶ年で実施することとされており、平成14年度末をもって、一部復旧意志のない森林所有者の森林を除き、その復旧が完了する予定であります。

よって、上記アンダーライン部の文書を削除願います。

本文箇所

P - 2 - 19 2) 水質

「流入対策としては、・・・さらにはそこへ水を排水する農地・森林、・・・排水対策を行う。」

意見

森林の機能から見て排水という言葉は不適切と考える。

本文箇所

P - 2 - 20 2) 水質 林業排水

「森林の管理を適正化し、・・・モニタリングの実施を図る必要がある。」

意見

一般に「林業排水」という言葉は用いられていない。また、農地での施肥・薬剤使用状況に比べ、林地でのそれは殆ど無く、同一の項目で述べるのは不相当と考える。

本文箇所

PI - 9 4 - 1 治水・防災(1) 洪水 洪水防御の基本的対応

「また、ある程度の堤防越水が・・・社会制度上の対応策の検討が必要・・・。」

質問

社会制度上の対応策とは具体的にどのようなものでしょうか？

本文箇所

P - 2 - 22 (2) 生態系の保全 1) 生物・生態系

「本水系上流部の、現在でも自然環境が比較的良好に維持されている地域では、可能な限り、これ以上の開発が行われないようにすること。」

質問

「現在でも自然環境が比較的良好に維持されている地域」は具体的に何処を指すのでしょうか？

本文箇所

P - 2 - 25 4 - 1 環境学習・川に学ぶ社会の実現

川の指導者の養成

質問

「川の指導者」の指導内容は具体的にどのようなものでしょうか？河川管理者自身が実施可能な研修は、技術的及び行政的な分野に限られると考えます。

本文箇所

P - 2 - 2 1 - 1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲
「なお、本水系の・・・直轄管理区間以外も検討の対象とした。」

質問

「検討の対象とした。」とある中で、本文において「河川管理者」が主語になる文章がいくつか見られます。原案の作成の際は、指定区間の河川管理を義務づけた整備計画の策定を目指すのか、それともあくまで、指定区間外における河川管理を対象とした整備計画を目指すのか確認したい。

本文箇所

P - 2 - 1 1 3) 狭窄部
洪水調節機能の面からも自然景観保全の面からも、狭窄部の開削は避けなければならない。

質問

P 1 - 1 0 で、「洪水処理については、・・・河道改修、遊水地、ダム等の対策を検討する。」としていることから、狭窄部の対応として河道改修による開削の可能性を否定することは矛盾するのではないか。

全	124	京都府 河川課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
(全般)		<p>・河川整備基本方針で検討されるべき内容が盛り込まれているように思われるが、流域委員会として河川整備基本方針はどのように位置づけているのか。</p> <p>(今後策定される河川整備基本方針の内容との整合。又は現工事実施基本計画を見直すのであれば、中間とりまとめの内容は整合が図れているのか。)</p>

委	124	京都府 河川課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-9	4 - 1 治水・防災 (1) 洪水 洪水防御の基本的対応 ・・壊滅的被害の回避を優先的に考える。 ・・破堤回避対策の実施が必要であり、ある程度の越水を想定する必要がある。	<p>提言の趣旨については、最近の東海豪雨等の頻発する都市型水害や河川行政の流れから理解できるが、具体的な対策案の検討の中では次の事項について考慮が必要である。</p> <p>(1) 壊滅的被害の回避については、大都市部だけでなく、府管理区間も含めた流域全体で検討する必要がある。</p> <p>(2) 壊滅的被害の回避を優先的に考え堤防強化を施設整備の主軸に置く方向が示されているが、治水の目標については、破堤回避とともに一定水準の浸水頻度を軽減するための施設整備（引堤、掘削等の河道整備）がこれまで通り河川管理者に求められる責務である。下流から実施されてきた整備は未だ途上にあり「ある程度の越水を想定する」としても、現状では上下流で浸水頻度の差が大きくなる。一定水準の浸水頻度のレベルを明確にした上で、土地利用の規制などの流域対策や避難対策を論じるべきである。</p> <p>(3) 本津川流域の特性として、低平地への人工・資産の集中等社会的条件の他、自然的・地形的条件として、天井川や内水型河川が多いため、天井川の平地河川化、低平地の内水対策への対応を従来にも増して進めていく必要がある。</p>
I-16	5 - 1 住民意見の反映 計画策定に当たっては、・・・行政側の回答義務を設ける、	<p>流域委員会へ今までにも多数の意見が寄せられているが、その意見について何らかの評価がされ、反映されているのか。今後どのような方法で、どの段階で反映されるのか。</p>

淀	124	京都府 河川課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-11	3 - 1 治水・防災 (1) 洪水災害対策 3) 狭窄部 ・・狭窄部の開削は避けなければならない。	淀川本川の治水安全度と比較して、桂川上流の府管理区間においては10年確率の降雨に対する安全性でさえ確保されていない状況である。現在、府管理区間においては、昭和46年に策定された「淀川水系工事实施基本計画」に基づき、用地買収を行い河道拡幅・掘削を基本とする整備を進めている。 (その計画の中で一部保津峡を開削する内容を含んでいる)、「狭窄部の掘削を避ける」ことが断定的に提言されているが、委員会の提言にも指摘されているように「それぞれの地域の地理的・歴史的経緯や環境の保全などを踏まえて、総合的に見て最善となる対応」が必要である。
II-2-5	桂川 歴史的 특성 「角倉了以の大堰川浚渫」	「角倉了以の保津峡開削」に変更を。
II-2-6	桂川 治水	「狭窄部上流の洪水被害の多発」を追記願いたい。
II-2-6	桂川 利用	「保津川遊船の舟下り」を追記願いたい。

委	125	京都府 企画総務課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-3	1 . 現状とその背景 ・ ・ 渇水の頻度は減少し、 ・ ・	近年、地球温暖化や小雨傾向に伴う「渇水の頻発傾向」が一般に言われる中、本当に渇水の頻度は減少していると評価しても良いのか。

誌	125	京都府 企画総務課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-1-7	(6) 計画策定面 水利用者が・・・不確実性のみを反映した計画ではなく、将来の節水型社会形成への意識変化と、それを反映した将来の水社会のありかたを考慮し、・・・	抽象的な表現であるが、ここで示される節水型社会の具体的な姿とそこへのプロセスの需要者サイドの施策等がイメージできない。具体的なものを示す必要があるのではないか。

全	126	京都府 農政課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
(全般) I-7	3 - 2 基本的な視点 「すべてを川に頼り、川だけで対応しようとしてきたこれまでのあり方から...転換すべきである」	・地域の治水に当たっては、農地の提供等地域農業の多大なる犠牲の上に成り立っており、また、現在においても治水への不安が内在している現実の中で、今後、河川整備計画の策定に当たっては、地域農業者等の不安や懸念等に配慮されたものとなるよう要請する。
II -2-11	3 整備計画 「治水計画についての考え方を「水害防止から被害軽減へ」と変革」	

委・淀	126	京都府 農政課	自治体
-----	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
(個別) I-3	1	・記載内容の誤りではないか。 「…産業の発展は、 淀川流域をイタリアに匹敵する総生 産…」
II-2-3	1 - 3	「…産業面では、 淀川流域はカナダ一國に匹敵する総 生産…」

淀	127	京都府 水産課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-17	(2) そのほかの利用 2) 漁業	<p>内水面漁業は、資源が枯渇する恐れがあるため、種苗放流等を実施し資源の増殖に努めている。</p> <p>「魚が生まれ育ち豊富に棲息する河川環境を作る」ことについては賛同であるが、種苗放流についても、資源増殖について有効な手段であるため、今後も継続していく考えである。</p> <p>河川を開発する場合についても漁業、環境により配慮していただくとともに、親水施設、遊漁施設の設置についても配慮願いたい。</p>

淀	128	京都府 農産流通課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-20	農業排水	<p>一般的に農用地からの農薬や肥料流出による水質汚濁が懸念されますが、現在のところ京都府内ではこれらが原因となる河川の汚染に関する事例報告を受けておりません。</p> <p>京都府では、環境にやさしい農業を推進しており、農薬の適正使用や肥料の減量化を啓発することにより、農地からの環境負荷低減について、一定の成果が挙げられているものと考えています。</p> <p>今後とも、農薬や肥料を原因とする河川の汚染が大きな問題とならないよう、関係省庁や近隣の府県との連携により指導強化を進める必要があると考えます。</p>

委	129	京都府 砂防課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-11	(5) 砂防	山腹工の表現となっているが、渓床保全のための堰堤工・流路工の効果についても併記が望ましい。

淀	129	京都府 砂防課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-8	水源から河口までの土砂管理・・・ダムや堰などの人工構造を設けた場合、土砂の流送が阻害されて河床低下や海岸浸食を招くことがある。	砂防堰堤は、過去の多くの災害を契機に土砂災害の防止や治水を目的として整備され、土砂流出の抑制を行い大きな効果を上げております。近年は環境に配慮した適正な土砂流下を管理する取り組みも行っており、砂防堰堤の歴史的背景や効果を踏まえた適切な表現とするのが望ましい。

委	130	京都府 都市計画課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-10	4 - 1 (1) 土地利用のあり方について「今後土地利用の制限等を含めた都市計画での対応および法制度の見直しを考えていく必要がある。」	<p>どのような都市計画をイメージされているのかがわからないため、例を挙げる等規制手法をもう少し具体的なものにされてはどうか。</p> <p>法制度には、都市計画法も含まれると考えられるが、見直し事項を例示する等もう少し具体化されてはどうか。</p>

淀	131	京都府 下水道課	自治体
---	-----	----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-5	桂川の環境的特性 「京都市、京都府内の下水が大量に流入、淀川汚濁の主因」	<p>淀川に流入する生活排水や工場排水の汚濁負荷については、下水道の普及率の向上や高度処理施設の導入等により、大幅に軽減されてきており、それに伴い淀川の水質もめざましく改善されてきている。</p> <p>「下水が淀川汚濁の主因」という表現は、下水の処理水があたかも淀川の水質を悪化させているだけであり、淀川の水質改善に全く寄与していないとの印象を与えかねないため、不適切と考える。</p>
II-2-6	桂川の環境 ・下水処理水による汚濁	

委	131	京都府 下水道課	自治体
---	-----	----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-9	4 . 整備計画の方向性 4 - 1 治水・防災 (1) 洪水 洪水防御の基本的対応	ある程度の越水を想定する区域と下水道の整備区域が重なる場合があれば、内水対策をどの様にすべきか教えていただきたい。

委	132	京都府 公営企業課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-5	2 流域整備の変革と理念 水の需要管理の導入 水の需要そのものを管理する・・・	どのような管理手法が考えられるのか示す必要がある。
I-11	4 - 2 利水 (1)利水に対する基本的な考え方の転換 ・・・今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる。・・・場合によっては、想定方法の見直しといったことを実施し、節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方法としていく必要がある。	<p>現在の水需要予測においても、水洗化や水使用の実態等を考慮したものになっている。</p> <p>節水技術や生活様式の転換等、社会構造変化の影響を受ける要素をどう加味し、予測精度を高めるかは、今後の課題でもある。</p>

	133	三重県 環境部 人と自然の環境共生チーム	自治体
--	-----	----------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
	意見なし

淀	134	三重県 地域振興部 県土利用・水資源・流域圏推進チーム	自治体
---	-----	-----------------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-2-14	<p>3 - 2 利水</p> <p>(3) ダムなどの水利施設</p> <p>「水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が高まっても深刻にならない限り許容」するとの記述については、日常生活特に上水道においては賛成できない。</p> <p>施策として、日常生活に欠かせない水を安全で安定的に供給するために水源を確保するとの考え方を採用しているため、渇水の許容は認められない。</p> <p>また、「ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する」とあるが、用地買収も含めて関連事業が相当進んでいるダムについては、事業の継続及び中止等も含めて費用対効果を勘案しながら総合的に判断することとし、最初から中止ありきは避けるべきである。</p>

	135	三重県 農林水産商工部 農業基盤整備チーム	自治体
--	-----	-----------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
	意見なし

	136	三重県 農林水産商工部 むらの活力づくり支援チーム	自治体
--	-----	---------------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
	意見なし

	137	三重県 砂防チーム	自治体
--	-----	-----------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
	意見なし

委	138	三重県 県土整備部 河川チーム	自治体
---	-----	-----------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-9	4 - 1 治水・防災 (1) 洪水 洪水防御の基本対応 施設による対応
-15	4 - 5 河川整備、維持管理における総合的対応 (1) 総合的対応 【河川チーム意見】 木津川上流域の治水計画は、下流部の大阪地域の流域の状況、河道の整備状況、及び途中の狭窄部の存在を踏まえて策定されており、上流部の治水対策が下流に悪影響を及ぼさない範囲で長年にわたり実施されてきた。 この結果、上野市では、全国的に数少ない遊水地計画が採用されており、土地所有者の犠牲と理解の下、事業が進められている。また、このような状況から、無堤区間も多く存在している。 このような状況に対して、「委員会中間とりまとめ」においては、更なる築堤を取りやめ、一律に越水に対する堤防強化と、ダムの全面見直しが提言されている。 しかし、河川環境がその場、その場で異なるように、治水対策の手法についても、流域の特性や、上下流のバランスを踏まえて実施される必要がある。 従って、木津川上流域の治水事業の推進に当たっては、下流部への影響を考慮した遊水地計画に基づく無堤部の築堤と、上流のダムによる河道負担の軽減が不可欠と考えています。

淀	138	三重県 県土整備部 河川チーム	自治体
---	-----	-----------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-2-9	2 - 2 計画・施策の考え方等の変革 (1) 治水・防災
-2-11	3 - 1 治水・防災 (1) 洪水災害対策 2) 洪水調節 【河川チーム意見】 木津川上流域の治水計画は、下流部の大阪地域の流域の状況、河道の整備状況、及び途中の狭窄部の存在を踏まえて策定されており、上流部の治水対策が下流に悪影響を及ぼさない範囲で長年にわたり実施されてきた。 この結果、上野市では、全国的に数少ない遊水地計画が採用されており、土地所有者の犠牲と理解の下、事業が進められている。また、このような状況から、無堤区間も多く存在している。 このような状況に対して、「委員会中間とりまとめ」においては、更なる築堤を取りやめ、一律に越水に対する堤防強化と、ダムの全面見直しが提言されている。 しかし、河川環境がその場、その場で異なるように、治水対策の手法についても、流域の特性や、上下流のバランスを踏まえて実施される必要がある。 従って、木津川上流域の治水事業の推進に当たっては、下流部への影響を考慮した遊水地計画に基づく無堤部の築堤と、上流のダムによる河道負担の軽減が不可欠と考えています。

ページ	意見等
-2-7	2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革
-2-13	3 - 2 利水 (2) 水質管理
-2-19	3 - 4 環境 (1) 水量・水質・土砂等の適正化’ 2) 水質 工場排水 中小河川の汚濁 【河川チーム意見】 河川の水質改善は、そこに生息・生育する動植物の生存や、飲み水として利用する人間の安全性、水辺空間を利用する人間の快適性向上、景観形成に大きく寄与するものと考えられる。 しかし、河川において水質の改善を行うにはその対象量が膨大なことから対応は困難であり、あくまでも河川に流入する前の段階で対応することが効率的であると考えます。 このため、河川に流入する前に水質を改善するための施策および、住民参加の手法について具体的な提言をしていただきたい。

委	139	三重県 企業庁 水道チーム	自治体
---	-----	---------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-5	水の需要管理の導入
-11	<p>利水に対する基本的な考え方</p> <p>水需要を管理するとか節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方式としていく必要があるなど提言されていますが、具体的な方策等を示していただきたい。</p> <p>II-2-14 では、実態に即さない水使用を見直す等の適正な水配分を行い、水利権者の権限を侵すことのないよう配慮して積極的に水利転用を促すと提言されているように、「適正な水配分と効率的な新規開発」というような見出しとして、利水者側の意見も十分に聞き取り、協働していけるような内容にしていきたい。</p>

淀	139	三重県 企業庁 水道チーム	自治体
---	-----	---------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-2-14	<p>水需要管理：水量の面からの利水の検討</p> <p>水利権の転用によって、社会的・経済的メリットが生み出される仕組みを導入したり、節水を促すインセンティブを社会的・制度的に創設することが必要である等、記述されていますが、具体的にはどのような仕組みや制度をイメージしておられるのかお教えてください。</p> <p>また、仕組みや制度の創設には法律の制定や予算措置等、国民の合意形成が不可欠で相当な時間がかかることが考えられますが、逼迫する水需給に対して既に事業を実施している場合、それをどのように評価して需給計画に反映させていけば良いのかも併せてお教えいただけますようお願いいたします。</p>
-2-14	<p>ダム等の水利施設</p> <p>たとえ水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まって、それが深刻なものにならないと考えられる限りは許容すると言われていますが、具体的にはどのような状況で、どのような判断基準で許容されるのでしょうか。</p> <p>前段に述べられているとおり適正な水配分などのプロセスを経て新規の水源開発を計画するのであれば、ここで必要性の再検討を述べる必要はないと考えます。</p> <p>また、水道は公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としており、水不足により住民生活に影響が出るおそれのある方針は、極力避けるべきと考えます。</p>

淀	140	三重県 教育委員会 文化財保護チーム	自治体
---	-----	--------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-2-22 L21	魚類、甲殻類 魚類、 <u>両生類</u> 、甲殻類 とする
L22 29	魚道 魚道、オオサンショウウオ道とする 魚道 魚道、オオサンショウウオ道とする
	以上いずれの場合も木津川上流にはオオサンショウウオが生息しており、これに配慮することをはっきりさせる